西脇市立学校給食センター調理業務委託 事業者募集に係るプロポーザル実施要領

> 令和2年7月 西脇市

1 趣旨

本要領は、西脇市立学校給食センター調理業務(以下「本業務」 という。)を委託する事業者を選定するためのプロポーザルの実施 に関し、必要な事項を定めるものである。

- 2 業務の概要
  - (1) 業務名 西脇市立学校給食センター調理業務
  - (2) 履行場所の概要

ア 名称 西脇市立学校給食センター

イ 所在地 西脇市上戸田55番地の3

ウ 施設の概要 西脇市立学校給食センター調理業務要求水準 書(以下「要求水準書」という。)のとおり

- (3) 業務内容 「要求水準書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (5) 業務期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (6) 提案上限額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ア 令和3年度 88,000,000円

イ 令和4年度 88,000,000円

ウ 令和5年度 88,000,000円

- ※ 契約締結日の翌日から令和3年3月31日までは、準備期間とし業務委託料は発生しない。
- 3 西脇市立学校給食センター調理業務委託事業者選定委員会 事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、西脇市立学校給食セン ター調理業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。) を置く。
- 4 参加資格事業者の要件等
  - (1) 参加資格事業者要件

本業務の事業者選定に参加する事業者(以下「応募事業者」という。)は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ 健全な財政能力を有していること。

- イ 平成29年度以降、地方公共団体が設置するドライシステムの 学校給食センター1施設で1日 2,000食以上の調理等業務の経 験を有し、かつ、同規模の学校給食センターにおける調理等業 務委託契約を現在も締結していること。
- ウ 学校給食衛生管理基準 (平成21年文部科学省告示第6号) に

基づき、本業務を遂行できること。

- エ 西脇市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 ただし、登録されていない者については、5の(1)の追加登録 期間に登録を行った者であること。
- オ 市内又はその近郊(兵庫県内又はその近隣でおおむね2時間 以内に駆け付けられると判断できる場所)に本社、支社、営業 所等を本業務の受注開始までに設置し、緊急時に迅速に対応で きる体制がとれること。
- カ 製造物責任法 (平成6年法律第85号) に基づく製造物責任、 その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係 る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業 賠償共済に加入していること。
- キ 受注に当たり、調理業務従事者を新たに採用する場合は、受 注開始時から業務を円滑に実施するため、市で勤務する給食調 理員のうち、委託する給食センターでの勤務を希望し、かつ、 学校給食調理技術が優秀であると判断した者を優先的に採用す るように努めること。
- ク 契約締結時点でアからウまで及びカの要件を満たす履行保証 人を確保すること。
- (2) 応募事業者の制限
  - 次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。
  - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の4の規 定に該当する者
  - イ 国、県及び市等の地方公共団体において指名停止期間中である者
  - ウ 会社法(平成17年法律第86号)第 475条若しくは第 644条の 規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18 条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社 更生法(平成14年法律第 154号)第17条の規定に基づく更生手 続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)第21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者で あること。
  - エ 国税及び地方税 (消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等)を滞納している者
  - オ 過去3年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法(昭和22年法律第 233号)の営業停止処分を受けた者
  - カ 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しない者

- キ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若 しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に 関与している者
  - 『 選定委員会の委員
  - (系) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者
- (3) 参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、参加表明書等の提出を基準とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加資格を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

- 5 競争入札参加資格の追加登録
  - (1) 受付期間 告示の日から参加意思表明書の提出期限までの平日
  - (2) 受付時間(※時間厳守のこと。)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
  - (3) 受付場所 西脇市役所2階 都市経営部財政課
  - (4) 提出方法 持参又は郵送
  - (5) 提出書類 西脇市ホームページを参照のこと。

http//www.city.nishiwaki.lg.jp

(7月16日広告 西脇市立学校給食センター調理業務委託事業者募集に係るプロポーザル)

(6) その他

追加登録は、地域要件及び本要領の参加資格の条件を全て満たす者で、本件入札に参加申込みを行うものに限り、受付を行う。

#### 6 事業者選定に係るスケジュール

No.	事項	日 時
1	事業者募集の告示	令和2年7月16日(木)

2	実施要領等質問書提出期限	令和2年7月28日(火)
3	現場視察の申込期限	令和2年7月28日(火)
	現場視察の受入(午後3時以降に	令和2年7月30日(木)~
4	限る。)	令和2年8月5日(水)
5	実施要領等質問書回答期限	令和2年8月6日(木)
	参加表明書(兼参加資格審査申請	<b>今和9年9月11日</b> (水)
6	書)提出の期限	令和2年8月11日(火)
(7)	<b>会加次投资本</b> 红用语加 <b>隶</b> の兴 <i>壮</i>	令和2年8月17日(月)予
7	参加資格審査結果通知書の送付	定
	提案書等関係書類の提出受付(一	令和2年8月24日(月)~
8	次審查)	令和2年9月3日(木)
	一次審査(書類審査)結果及び二	
9	次審査(プレゼンテーション及び	令和2年9月下旬予定
	ヒアリング審査)参加資格の通知	
100	二次審査の実施(プレゼンテーシ	令和2年10月中旬予定
10	ョン及びヒアリング審査)	
(11)	二次審査結果(優先交渉権決定)	令和2年10月下旬予定
11)	の通知	77年2年10月17日17年
12	業務委託契約の締結	令和2年11月初旬予定

※ ただし、窓口応対時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとす る。

# 7 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書に関する質問書(参加資格審査関係書類) (様式 第1号)
  - イ 提案書等関係書類に関する質問書(提案書等関係書類) (様式第1号の2)
- (2) 提出期間 令和2年7月28日(火)午後5時まで
- (3) 提出方法

持参又は郵送

- ※ 電子メールによる提出も可。ただし、原本は後日代表者印を押して提出すること。
- (4) 提出先

西脇市教育委員会教育総務課学校給食センター〒677-0035 兵庫県西脇市上戸田55番地の3

電話 0795-22-6041

電子メール n-kyushoku@city.nishiwaki.lg.jp

(5) 質問の回答

令和2年8月6日(木)午後5時までに、随時、回答内容を西脇市ホームページに掲載する(なお、質問への回答書は、実施要領等の追加又は修正とみなす。また、提案内容に関する詳細事項については、一部内容を修正することがある。)。

#### 8 現場視察

実施要領等に対する説明会等は実施しない。ただし、現場の視察は受入れるものとする。

(1) 視察受入期間

令和2年7月30日(木)から8月5日(水)まで

視察の受入時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前9時から午前10時まで、午前10時30分から午前11時30分まで、午後1時30分から午後2時30分まで、午後3時から午後4時までとする。

- (2) 留意事項
  - ア 視察を希望する場合は、7月28日(火)午後5時までに現場 視察申込書(様式第2号)により電子メールで申し込むこと。 なお、当該申込みに関して電話による受信確認の連絡は受け 付けるものとする。
  - イ 視察の受入れ日程は、電子メール等で連絡する。
  - ウ 参加人数は、1事業者につき3人までとする。
  - エ 視察は、1時間以内とする。
  - オ 当該申込み時には、参加者全員の検便検査結果を添付すること。
  - カ 現場視察では、原則として本実施要領等を配布しないので各 自持参のこと。

白衣、帽子、靴(非汚染区域・汚染区域と分けること)を持 参すること。

- キ 現場視察では、実施要領等に関する質疑は一切受け付けない。
- 9 参加表明書 (兼参加資格審査申請書) の提出

参加を希望する事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書) (様式第3号)を提出すること。ただし、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第4号)を提出すること。

- (1) 提出期間
  - 告示の日から令和2年8月11日(火)午後5時まで
- (2) 提出書類

- ア 参加表明書 (参加資格審査)及び関係書類 (様式第5号及び 様式第6号)
- イ 会社の概要 (様式第7号及び様式第7号の2)
  - 会社の沿革及び組織の分かる書類PR用パンフレット
  - (分) 決算書等(直近決算2年分)(貸借対照表、損益計算書等)
  - (別) 商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書) (写しでも可。ただし、応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたものに限る。)
- ウ 製造物責任法に基づく製造物責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品営業賠償共済に加入していることを証する書類
- (3) 無効となる提出書類
  - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類詳細

A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「西脇市立学校給食センター調理業務委託参加表明書(参加資格審査)関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第3号を1ページとして順次、提出必要書類を綴り提出のこと。

原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とすることは可) 用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

- (5) 提出部数 正本1部、副本1部
- (6) 提出先 上記 7 - (4) の提出先のとおり。
- (7) 提出方法

持参又は郵送

- ※ 電子メールによる提出も可。ただし、原本は後日代表者印を押して提出すること。
- 10 参加資格審査結果通知書の送付

提出された応募書類に基づき、参加資格の要件等の有無等を審査 し、応募事業者に参加資格審査結果通知書(様式第8号)を令和2 年8月17日(月)(予定)に電子メール等により送付する。

11 提案書等関係書類の提出 (一次審査) 参加資格審査に合格した応募事業者 (以下「参加資格事業者」と いう。)は、提案書等関係書類を次により提出すること。

(1) 一次審査の位置付け

一次審査は、西脇市立学校給食センター調理業務委託事業者選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき、会社概要、提案書等関係類及び見積書による書類審査とする。

(2) 受付期間

令和2年8月24日(月)から9月3日(木)まで 受付時間は、上記期間のうち閉庁日を除く日の午前8時30分か ら正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 電子メールによる提出も可。ただし、原本は後日代表者印 を押して提出すること。

(4) 提出先

上記7-40の提出先のとおり。

(5) 提出する提案書等関係書類

ア 提案書等関係書類提出書 (様式第9号)

イ 提案書等 (様式第10号から様式第18号まで)

ウ 見積書・見積内訳書 (様式第19号、様式第19号の2)

エ 様式第10号から様式第15号までの概要を5枚以内にまとめた 概略提案書を作成すること。

(6) 見積書·見積內訳書

ア 要求水準書、提案書等関係書類に基づき作成すること。

イ 見積金額は年度ごととし、提案上限金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の範囲内であること。

ウ 年度ごとの見積内訳書(様式第19号の2)を添付すること。

エ 見積書に押印する印鑑は、5の(5)で届け出る使用印とする。

(7) 無効となる書類

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 履行不可能な内容が記載されているもの

オ複数の提案又は矛盾する提案が記載されているもの

カ 見積上限金額を超える場合、又は異常に少額である等、本業 務の適正な履行に支障があると判断されるもの

(8) 提案書等関係書類詳細

A 4 判フラットファイルの表紙及び背表紙に「西脇市立学校給食センター調理業務委託提案書等関係書類」及び「商号又は名称等」を記載し、様式第 9 号を 1 ページとして、順次、提出必要書

類を綴り提出のこと。

原則としてA4判(A3判を折り込んでA4判とするのは可。) 用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

- (9) 提出物及び部数
  - ア提案書

正本1部、副本14部

- イ 提出時の注意事項
  - (ア) 提案書はクリップ留めで提出のこと(ホッチキス留めは不可)。
  - (4) 副本の提案書には、事業者の法人名称等、事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。
- (10) 提出期限及び提出方法
  - ア提出期限

令和2年9月3日(木)午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は封筒の表に「プロポーザル参加」 と朱書きのこと。)

- ウ 提出先 上記 7 - (4) の提出先のとおり
- 12 一次審査 (書類審査) 結果及び二次審査 (プレゼンテーション及 びヒアリング審査) の参加資格の通知
  - 一次審査結果及び二次審査参加資格通知書の送付

提案書等関係書類を提出した参加資格事業者にプロポーザルー次審査(書類審査)結果及び二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)参加資格通知書(様式第20号)を令和2年9月下旬頃に電子メール等により通知する。

なお、参加資格事業者を対象に、別に二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を実施することとし、通知書に併せて二次審査実施詳細に係る事務連絡を行う。

- 13 二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング審査)
  - (1) 実施方法
    - ア 二次審査は選定基準に基づき、プレゼンテーション及びヒア リング審査を実施する。なお、審査は選定委員会により実施す る。
    - イ 優先交渉権者は、選定委員会の委員の合計得点が最も高い優 良参加資格事業者とする。
    - ウ 評価点が同点となる場合は、見積金額が最も安価な者を優先

交渉権者とし、見積価格も同額の場合においては、提案書の内容に係る評価点の高い方を優先交渉権者とする。

- エ 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点が高い優良参加資格事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した優良 参加資格事業者と契約を締結する。
- (2) 日 時令和2年10月中旬予定 時間等詳細は別途通知
- (3) 場 所 別途通知
- (4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする。 ※ 準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。
- (5) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。 (プロジェクター、スクリーンは市で用意する。)
- (6) 出席者 3人までとし、業務責任者として配置予定の者は、必ず出席すること。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番 提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、 順次繰り上げる等の方法により対処する。

### 14 失格事項

応募事業者又は応募事業者の提出した書類が次のいずれかに該当 する場合は、当該応募事業者は失格とする。

- (1) 書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにも かかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかっ た場合
- (6) 告示の日から契約締結日までに参加資格を欠く事態が生じた場合

#### 15 提出書類に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募事業者は、応募書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

# (2) 費用の負担

提出書類の作成に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

#### (3) 著作権

応募事業者から、実施要領等に基づき提出される提案書等関係 書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、発注者 は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書等関係類の内容 を使用できるものとする。

### (4) 提出書類の取扱い

ア 発注者が受理した提出書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

イ 提出書類は、必要に応じ複写(庁内及び選定委員会での使用 に限る。)することがある。

ウ 受注者以外の提案書等関係書類の内容は、応募事業者の承諾 なしには利用しない。

エ 提出書類について、西脇市情報公開条例(平成17年西脇市条例第21号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

### (5) 提出書類の変更

発注者が受理した提出書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更を認めない。ただし、選定委員会から要請があったものについてはこの限りでない。

(6) 発注者が提示する資料の取扱い

発注者が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

(7) 提出書類の追加提出

発注者が提出書類の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。

### 16 応募の辞退

やむを得ない事情により、応募を辞退することが明白となった場合は、直ちに参加辞退届(様式第 4 号)を提出すること。

# 17 受託候補者の決定

市は、優先交渉権者と協定書の締結に向けて詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が

成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格となった場合は、次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

## 18 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、 令和2年10月30日(金)午後5時までに西脇市ホームページに掲載 するとともに別途文書で参加者全員に通知する。

また、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問合せ には応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けな い。

### 19 その他

- (1) 業務責任者配置予定書(様式第17号)及び業務副責任者配置予定書(様式第18号)に記載した者をやむを得ず変更しようとする場合における新たな業務責任者等は、変更前の業務責任者等と同等又はそれ以上の経験等を有すること。
- (2) 業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は、受託者の費用負担により行うこと。

## 20 問合せ先

西脇市教育委員会教育総務課学校給食センター 〒677-0035 兵庫県西脇市上戸田55番地の3 TEL 0795-22-6041

電子メールアドレス n-kyushoku@city.nishiwaki.lg.jp